

第452回岩手海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催通知年月日 令和7年3月27日（木）
- 2 開催年月日 令和7年4月16日（水）午後1時45分から午後2時40分まで
- 3 開催場所 岩手県水産会館5階 大会議室

4 出席者

委員（12名）

小川原 泉 委員、亙理 榮好 委員、砂田 光保 委員、菊地 敏克 委員、山崎 義広 委員、大村 文雄 委員、畠山 康男 委員、川戸道 達三 委員、熊谷 正樹 委員、天野 勝文 委員、島田 悦作 委員、菊地 克昌 委員

[欠席3名：斎藤 千加子 委員、平井 俊朗 委員、小林 洋介 委員]

岩手県（17名）

佐々木副知事、佐藤農林水産部長、森山水産担当技監、筒井技術参事兼総括課長、野澤漁業調整課長、藤原振興担当課長、鈴木特命課長、中野主任主査、前川技術専門幹、松川技師、片寄技師、工藤沿岸広域振興局技術参事兼水産部長、佐藤宮古水産振興センター所長、志田大船渡水産振興センター所長、阿部県北広域振興局水産部長、太田水産技術センター所長、遠藤漁業取締事務所長心得

事務局（3名）

横沢事務局長、大野事務局次長、渡邊主任

傍聴者（4名）

赤平英之、今野さくら、田中館夏未、田中壱樹

報道関係者（1名）

鎌田佳佑

5 委員会の議事

第1号議案 会長及び会長代理の選出について

第2号議案 知事許可漁業の制限措置等について（諮問）

6 報告事項

令和6管理年度における岩手県の特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚））の漁獲可能量の変更について

7 その他

8 委員会の経過

横沢事務局長

それでは、定刻となりましたので、ただ今から第452回岩手海区漁業調整委員会を開催いたします。開会にあたり佐々木副知事から御挨拶をお願いいたします。

佐々木副知事

日頃は、皆様方には県政の発展に御支援、御協力賜り誠にありがとうございます。この場をお借りいたしまして御礼を申し上げます。あいさつの初めに、今般の大船渡市の林野火災でお亡くなりになれた方のご冥福をお祈りしますとともに、被害に遭われた皆様に御見舞いを申し上げます。

第452回岩手海区漁業調整委員会の開会にあたり、御挨拶を申し上げます。海区漁業調整委員会の委員につきましては、先般の岩手県議会2月定例会において議会の同意をいただき、今月1日付けで知事から本日御出席の皆様を第23期委員として任命させていただいたところです。委員に選任されました皆様におかれましては、当委員会の活動に御理解を賜り、お忙しいなか委員をお引き受けいただき厚く御礼を申し上げます。海区漁業調整委員会は、漁業法に基づく総合的な漁業調整機構として、漁業に関する委員会指示の発動や、隣県との漁業調整、漁業権免許に関する調整等、重要な役割を担っており漁業関係者から大きな期待が寄せられています。委員の皆様には本県の漁業生産力の発展や秩序ある操業体制の維持にお力添えを賜りますようお願い申し上げます。東日本大震災津波から14年が経過し、沿岸地域の基幹産業である水産業は、着実に再生に向けた歩みを進めている一方で、水産業を取り巻く環境は、漁業就業者の減少に加え、海洋環境の変化による水産資源の減少や国際情勢の変化等による資材価格の高騰等、大きく変化しております。県では不漁に打ち勝つ決意を示した岩手県水産業リボーン宣言に基づき、サケ等の主要魚種の資源回復とともに、ウニ等増加している資源の有効活用、海洋環境に左右されない安定的な海面養殖等の新たな漁業、養殖業の導入を関係機関、団体と共に積極的に推進しています。また、漁村の活性化や交流人口の拡大等、魅力あふれる漁村づくりに向け海業の推進に積極的に取り組んでおり、シンポジウムの開催や、海業のビジネスモデルづくりの支援を行っているところであります。結びに委員の皆様にはこの4年間、県が作成する資源管理に関する方針や漁獲可能量の決定等への意見を含め、広範な漁業調整につきまして御審議を頂くこととなります。本県水産業の発展のため御意見、御提言を賜りますようお願いを申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

横沢事務局長

ありがとうございました。本日は、委員改選後初めての委員会でございますので、委員の皆様のお紹介をさせていただきたいと存じます。

恐れ入りますが、委員名簿が会議次第の次にございますので、御覧願います。

委員の氏名は、漁業者代表委員、学識経験委員、中立委員の順に記載してございます。

ただ今、委員の皆様が御着席の席は、議席を決定するまでの間の仮の議席でございますが、正面の席から時計回りで、名簿に記載の順で御着席いただいております。

それでは、委員の皆様を御紹介いたします。

【以下、名簿により委員紹介】

なお、本日は斎藤千加子委員、平井俊朗委員、小林洋介委員は欠席となっております。

以上で委員の皆様の御紹介を終わります。

佐々木副知事におかれましては、公務の御都合のため、これを持ちまして退席されます。ありがとうございました。

佐々木副知事

それではどうぞよろしく願いいたします。失礼いたします。

横沢事務局長

続きまして、職員の紹介を行います。

まず、知事部局職員の紹介を、森山水産担当技監からお願いします。

森山水産担当技監

それでは、別紙名簿によりまして、知事部局の職員を御紹介させていただきます。

【以下、名簿により知事部局職員を紹介】

以上で知事部局の職員紹介を終わります。

横沢事務局長

次に、事務局職員を紹介いたします。

【以下、名簿により事務局職員を紹介】

以上で、事務局職員の紹介を終わります。

横沢事務局長

次に、仮議長の選出についてでございますが、会長を選出していただくまでの間、慣例によりまして、農林水産部長を仮議長として会議を進めたいと存じますが、いかがでしょうか。

【「異議なし」の発声、複数あり】

それでは、委員の皆様の御賛同が得られましたので、佐藤農林水産部長に仮議長をお願いいたします。

恐れ入りますが、佐藤農林水産部長には、正面の仮議長席に御移動をお願いいたします。

佐藤農林水産部長

それでは、会長が選出されるまでの間、仮議長を務めさせていただきます。

円滑な進行に御協力のほど、よろしく願いいたします。

それでは、座って進めさせていただきたいと思えます。

議事に入る前に出席委員の確認と議事録署名委員の指名を行います。

本日は、斎藤千加子委員、平井俊朗委員、小林洋介委員の3名が欠席でございますが、12名の委員に出席いただいておりますので、会議は成立いたします。

次に、議事録署名委員につきましては、慣例によりまして、仮議長から指名をさせていただきますと存じますが、よろしでしょうか。

【「はい」、「異議なし」複数の発声あり】

ありがとうございます。それでは恐れ入りますが、仮議席1番の小川原泉委員、仮議席10番の熊谷正樹委員にお願いをいたします。よろしくお願いいいたします。

次に、委員の議席の決定方法について、お諮りいたします。前回の例について、事務局から説明をお願いします。

横沢事務局長

前回の令和3年には、予備抽選を行わずに、初めから本抽選として、ただ今、御着席いただいております仮議席の順に抽選を行いまして、議席を決定しております。

また、議席順につきましては、仮議席の1番を議席の1番として、順次、時計回りで定めております。以上でございます。

佐藤農林水産部長

それでは、お諮りいたします。ただ今説明がありましたとおり、前回の例により、議席を決定することとしてよろしいでしょうか。

【「はい」、「異議なし」の発声あり】

ありがとうございます。異議なしということですので、それでは、早速でございますが本抽選に入ります。

事務局職員が、仮議席の順に抽選棒を持ち回りますので、1本ずつ引いていただきたいと思えます。

なお、本日欠席されております3名の委員の議席番号につきましては、残った番号を若い順番から名簿順に充てることとさせていただきます。それでは事務局よろしくお願いいいたします。

（ 大野事務局次長が抽選棒を仮議席1番の席から12番の席まで順に持ち回り、委員が引いた番号を本人に提示。
渡邊主任が抽選終了後、横沢事務局長に番号を記録した用紙を手交。 ）

佐藤農林水産部長

それでは、事務局長から、抽選結果について報告をお願いします。

横沢事務局長

それでは、報告いたします。

1番：島田 悦作 委員、 2番：砂田 光保 委員、 3番：畠山 康男 委員
4番：天野 勝文 委員、 5番：斎藤 千加子 委員、 6番：小川原 泉 委員
7番：菊地 克昌 委員、 8番：熊谷 正樹 委員、 9番：平井 俊朗 委員、
10番：菊地 敏克 委員、 11番：小林 洋介 委員、 12番：大村 文雄 委員、
13番：山崎 義広 委員、 14番：川戸道 達三 委員、 15番：亘理 榮好 委員
以上となりました。

佐藤農林水産部長

ただ今の報告のとおり決定いたしましたので、お手数ですが、お荷物を御持参のうえ、

それぞれの席に移動して、御着席願います。

【各委員が議席を移動、着席】

佐藤農林水産部長

どうもありがとうございました。委員の皆様には、本議席に着席いただきましたので、議事に入らせていただきたいと思います。

それでは、第1号議案、「会長及び会長代理の選出」について、お諮りをいたします。

会長の選出につきましては、漁業法第137条第2項本文の規定によりまして、委員が互選することとなっております。

初めに、会長の選出方法について、お諮りをいたします。

会長の選出に当たっては、自薦及び他薦により、候補者を選出し、候補者が複数の場合には、選出方法を改めてお諮りしたいと存じますが、いかがでしょうか。

【「異議なし」、「他薦異議なし」の発声】

自薦は自分で手を挙げる方がいれば、いなければ他薦ということで、よろしいでしょうか。

異議のないということでございましたので、自薦及び他薦によりまして候補者を選出し、候補者が複数の場合には、選出方法を改めてお諮りすることといたします。

それでは、立候補、推薦について御発言をお願いいたします。

【畠山委員「はい」の発声】

佐藤農林水産部長

畠山委員、発言をお願いします。

畠山委員

この前まで、互理委員さんは会長代行を務めて参りました。今回の会長選出に当たり互理委員さんを会長職にお願いしたいと思っております。

佐藤農林水産部長

ただ今、互理委員を推薦との御発言がございました。他にございますでしょうか。

【「異議なし」の発声が複数あり】

それでは、他に意見がないということでございます。互理委員を候補者といたしますが、互理委員よろしいでしょうか。

互理委員

はい。

佐藤農林水産部長

それではお諮りをいたします。互理委員を会長とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

【挙手を確認】

それでは、賛成多数ということでございますので、互理委員を会長とすることに決定をいたします。

以上で第1号議案のうち、会長の選出につきまして終了といたします。次に会長代理の選出についてでございますが、ただ今選出されました亙理会長を議長として進めていただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。議長の交代ということで、ここで仮議長の任を解かせていただきます。円滑な進行に御協力いただきましてありがとうございました。

横沢事務局長

それでは、会長との打合せのため、暫時休憩といたします。

なお、佐藤農林水産部長におかれましては、次の公務のため、ここで御退席となります。ありがとうございました。

佐藤農林水産部長

ありがとうございました。どうぞよろしく願いいたします。

横沢事務局長

それでは、10分後の2時17分から再開いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

〈14時7分～14時17分 休憩〉

横沢事務局長

それでは、会長に再開していただくとともに、御挨拶をお願いいたします。

亙理会長

それでは、委員会を再開いたします。

再開に当たりまして、御挨拶を申し上げます。先ほど、会長に選出いただきました亙理榮好でございます。海区漁業調整委員会は、海面漁業に関する事項について、知事への答申や建議のほか、委員会指示などを行う機関であり、資源管理や漁業調整等において、重要な役割を担っております。

この委員会の役割を十分に果たし、本県の水産業の発展に努めて参りたいと存じます。

当委員会の運営等に対する皆様方の御協力をお願い申し上げまして、会長就任の御挨拶といたします。

どうぞ、よろしく願いを申し上げます。

横沢事務局長

ありがとうございました。会長には議事の進行につきましてもよろしく願いいたします。

亙理会長

それでは、「会長代理の選出について」でございますが、選出方法につきまして、前回の例を事務局から御説明願います。

横沢事務局長

はい、前回は、会長一任で選出しております。

亙理会長

前回は会長一任とのことですが、今回も同じ選出方法でよろしいでしょうか。

【「異議なし」の発声複数あり】

ありがとうございます。

早速ですがそれでは、川戸道さんを会長代理にお願いを申し上げます。

川戸道さん、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは川戸道さん、会長代理ということでございますので御挨拶を一言お願ひします。

川戸道会長代理

今、会長から会長代理ということで指名されました、川戸道でございます。何分初めてなもので皆様には御迷惑をかけると思ひますけれども、いろいろ御指導いただきながら努めて参りたいと思ひますので、今後ともどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

亙理会長

以上で第1号議案を終了とします。

次に第2号議案に移ります。

それでは、第2号議案「知事許可漁業の制限措置等について（諮問）」を上程いたします。事務局からの説明をお願ひいたします。

横沢事務局長

それでは、第2号議案について御説明いたしますので、青色の表紙の資料、こちらを御準備願ひます。恐れ入りますが、これ以降、着座での説明とさせていただきます。

第2号議案、「知事許可漁業の制限措置等について（諮問）」

要旨、岩手県知事から、岩手県漁業調整規則（令和2年岩手県規則第66号）第4条第1項第1号及び第2号に掲げる知事許可漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び同規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置を定めるに当たり、同法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

知事からの諮問の根拠となります、県漁業調整規則及び漁業法の規定につきましては、資料の10ページ以降に抜粋して整理してございます。初めに10ページを御覧願ひます。

関係する箇所を太字として、下線を引いて標記しておりますが、今回の制限措置等を定めようとする漁業は、県漁業調整規則、第4条第1項第1号の「あわび漁業」及び第2号の「なまこ漁業」が対象でございます。

資料の12ページを御覧願ひます。一番後ろのページでございます。漁業法の抜粋ですが、漁業法第42条第1項では、都道府県知事は許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数、操業区域、漁業時期、漁具の種類その他の規則で定める事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならないこと、また第3項には、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間

を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないことが、規定されております。

それでは、1ページを御覧願います。

令和7年4月8日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は、議案と同じでございます。

その後の本文につきましては、諮問の根拠となる法令とその関係条項が整理されておりまして、結びに、当委員会の意見を求めることが記載されております。

2ページ以降に、対象となる漁業の制限措置の内容等について資料を添付しておりますが、その詳細につきましては、県水産振興課から御説明をお願いします。

野澤漁業調整課長

水産振興課、私、野澤と申します。どうぞ、よろしくお願ひ申し上げます。それでは、第2号議案、知事許可漁業の制限措置等につきまして、御説明をさせていただきます。恐れ入りますが、以降着座にて御説明させていただきます。

初めに、資料8ページの、「知事許可漁業の制限措置等の設定について」というところがございますので、資料8ページをお開き願います。知事許可漁業とは、知事が漁業調整のため、漁業者又は使用する船舶につきまして制限措置を講ずる必要があると認める漁業でございます。知事から許可を受けないと営むことができません。なお、許可の有効期間は、漁業種類によりますが、通常1年から3年となっております。この知事許可漁業の許可申請の募集に当たっては、知事は許可すべき船舶や漁業者の数など、一覧表の上段に着色した項目につきまして制限措置として定め、その内容をあらかじめ公示することとされております。その制限措置として、上段の表に着色した項目、「漁業種類」、「許可又は起業の認可をすべき船舶等の数」、「船舶の総トン数」、「推進機関の馬力数」、「操業区域」、「漁業時期」、「漁業者の資格」等がございます。

今回お諮りするの、下の(3)の表でございまして、次の9ページの上段に示しました「操業区域を共同漁業権区域内とする知事許可漁業の種類」のうち、漁業時期が到来する「2あわび漁業」、「3なまこ漁業」でございます。

今回諮問の対象となるこのあわび漁業となまこ漁業の二つの漁業の制限措置につきまして御説明をいたしますので、その下の2に記載してございます制限措置のうち「許可及び起業の認可をすべき船舶等の数」についてを御覧ください。まず(1)繁殖期あわび漁業については、岩手県漁業調整規則で採捕の禁止期間とされている3月から10月に種苗生産用としてあわびの親個体を採取すること目的として操業を行うものでございます。当該漁業については、種苗生産を実施している関係団体等の意見を踏まえ、宮古管内2件、大船渡管内2件の計4件の許可枠を公示しようとするものでございます。

続きまして次の(2)繁殖期なまこ漁業につきましても、繁殖期あわび漁業と同様に採捕禁止期間中に、種苗生産用としてなまこの親個体の採捕を目的として操業を行うものでございまして、宮古管内2件の許可枠を公示しようとするものでございます。

ただ今御説明いたしました内容を反映させた公示案につきましては、あわびにつきましては、資料2ページ目から5ページ目に、なまこにつきましては、6ページから7ページに示してございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

説明は以上になります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

互理会長

ただ今、第2号議案の説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様から御意見、御質問等がありましたら、お願いをいたします。

(「異議ありません」の発声)

互理会長

異議ありませんとの声がありましたが、御意見がなければ、お諮りいたします。第2号議案について、異議のない旨、答申することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

互理会長

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、異議のない旨、答申することに決定いたします。

第2号議案終了

互理会長

次に「報告事項」に入ります。「令和6管理年度における岩手県の特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚））の漁獲可能量の変更について」、県から説明をお願いいたします。

鈴木特命課長

はい、それでは御説明いたします。黄色の表紙の報告事項、「令和6管理年度における岩手県の特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚））の漁獲可能量の変更について」、御説明させていただきます。恐れ入りますが、以後着座にて御説明させていただきます。

まず初めに1ページ目をお開き願います。今回新しく委員になられた方々もいらっしゃいますので、特定水産資源について、少し御説明させていただきます。

特定水産資源とは、法に基づいて国が漁獲量の上限を設定して管理する水産資源になります。特定水産資源の管理につきましては、都道府県が国の基本方針に基づき、県の資源管理方針を作成し、資源管理に取り組んでいるものです。特定水産資源の例としましては、「まいわし」、「さんま」、「まあじ」、「するめいか」の他、今回御説明させていただきます「くろまぐろ等」がございます。

今回、御報告いたしますのは、前回の岩手海区漁業調整委員会以降に、本県が国の漁獲可能量の融通制度を活用したことにより、令和7年3月13日付けで国からの通知のありました、くろまぐろ小型魚及び大型魚の漁獲可能量の変更内容に合わせて、知事管理漁獲可

エネルギーを直ちに変更する必要がありましたので、資源管理方針に基づき再配分したことを、今回御報告させていただくものです。

それでは、5ページ目を御開き願います。こちらは、令和6年度のくろまぐろの漁獲状況を示しております。昨年12月にくろまぐろ大型魚の大量入網がございまして、表の変更前の残枠に記載のとおり、漁獲枠を超える漁獲がありまして、超過分が太字になっております0.113トンであることと、1月25日から3月31日までの間、採捕停止命令がなされていることを、前回の海区漁業調整委員会で御報告させていただいているところです。そのため、超過分の0.113トンの解消に向けて、今回、国の融通制度を用いて、小型魚の漁獲枠0.2トン分の大型魚への振替と、国の仲介による追加により、大型魚の漁獲枠が0.3トン増加となりまして、表の変更後の残枠の欄で、太く困っている部分でございますけれども、これにより漁獲枠の超過が解消されたところでございます。

ただ今、御説明させていただきました国の融通制度を用いた本県漁獲可能量の配分変更につきましては、2ページ目を御開き願います。こちらは平成7年3月13日付けで国から小型魚0.2トンの減少と大型魚0.3トンを増加する旨の通知となっております。次に3ページ及び4ページ目でございますけれども、先ほどの国の通知に基づきまして、県の漁獲可能量を機械的に変更したものとなっております。

なお、今回の変更により、令和6年度終了時にくろまぐろ大型魚の漁獲枠は、超過していないことになりまして、令和7年度の追加配分時において超過分の差し引き等は、ない見込みとなっております。

また、6ページ以降につきましては、根拠となる資源管理方針及び関係法令について示してございますので、時間の関係もあり、説明は割愛させていただきますので、後ほど御目通しいただけたらと思います。説明は以上になります。

互理会長

ただ今、県から説明がありましたが、これにつきまして委員の皆様から御意見、御質問等がありましたら、御願いをいたします。

(島田委員「はい」の発声)

互理会長

島田委員さんお願いします。

島田委員

岩手県立大学の島田です。ちょっと背景を教えてくださいたいのですが、国の方から漁獲可能量と融通の通知があったのは、どういった背景があったのか、御存じの範囲で教えてくださいませんか。

【野澤漁業調整課長、挙手】

互理会長

はい、お願いします。

野澤漁業調整課長

くろまぐろの資源管理の背景ということでございます。これは、中西部太平洋まぐろ類委員会というWCPFCという国際会議がございまして、太平洋くろまぐろの親魚の資源量が近年減少傾向にあったということで、令和6年度までに歴史的な中間水準の43,000トンまで回復させるとういうことを合意しておりまして、このために小型魚、これは30kg未満の漁獲量を平成14年から平成16年の平均水準から半減、大型魚30kg以上の漁獲量を平成14年から平成16年の平均水準までに制限するということで、国全体で資源管理をしていく取り組みが始まったところでございます。それで、くろまぐろを漁獲している各国に対し漁獲枠を配分してそれを遵守していこうというところで、日本に配分された漁獲枠分につきましては、更に漁獲している各県に漁獲枠が振り分けられまして、その振り分けられた数量を基に各県で漁獲管理しており、これを超過しないように、各業界の方々と連携しながら数字を遵守していくという流れになっております。今回の説明は、一時的に、県の漁獲可能量の枠を超えてしまったという現象が起きまして、そこで国の方の融通制度というのがございまして、各県の余った枠を融通していただくとか、そういったやり取りをやっていく中で、結果的に超過分が抑えられたというような報告になります。簡単ですが以上でございます。

島田委員

ありがとうございます。

小型魚の調整も連動しているということですか。もう少し大きくなるのを待つといった感じですか。

野澤漁業調整課長

今回は、大型魚の枠になりますが、小型魚から大型魚の枠に振り分けるといった調整もございました。今回はそういったところの制度を活用し、何とか大型魚の超過した分をカバーしたという報告になります。

島田委員

ありがとうございます。よくわかりました。

亙理会長

先生、よろしいですか。

島田委員

はい。

亙理会長

ありがとうございました。

その他ございませんか。

【「ありません」の発声】

亙理会長

御意見がなければ、「その他」に移りますが、よろしいですか。

【「はい」の複数の発声あり】

その他でございますが、委員の皆様から委員会で共有したい情報などございませんか。

【委員から発声なし】

県の方からはございませんか。

野澤漁業調整課長

ありません。

亘理会長

ありがとうございます。事務局から何かありましたらお願いします。

横沢事務局長

それでは、事務局から御連絡いたします。

次回の委員会は、5月20日火曜日、午後1時30分から、この会場、岩手県水産会館5階大会議室で開催いたします。

後日、御案内いたしますので、よろしく願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

亘理会長

それでは、これで本日の日程は全て終了いたしますので、これにて委員会を閉会といたします。

皆様、本当に御苦勞様でございました。ありがとうございました。

終了（午後2時20分）
